

加美町一般型一時預かり事業実施事業者 (運営費補助金交付対象事業者) 募集要項

募集期間：令和8年7月1日（水）～7月31日（金）

【担当部署】

加美町こども家庭課

電話：0229-87-8730

メールアドレス：kodomo-katei@town.kami.miyagi.jp

1 募集概要

加美町は、「第3期加美町子ども・子育て支援事業計画」に定めた、量の見込みに対する提供体制を確保するため、一般型一時預かり事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者を募集し、本事業の運営に要する経費の一部を補助します。

現在、本事業を実施している事業者につきましても応募していただくことになります。

(1) 事業の目的

本事業は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。）第6条の3第7項の規定に基づき、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合や保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

(2) 事業開始日、事業実施期間

令和9年4月1日

令和12年3月末日までの3年間

(3) 事業実施施設

教育・保育施設等

2 応募要件

次の要件すべてを満たす事業者とします。

(1) 応募時点において、加美町内で教育保育施設等を運営するもの。

(2) 令和9年3月31日までに本事業を実施できる環境を整備し、令和9年4月1日に開設が可能であること。

(3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項及び一時預かり事業の実施について（令和6年3月30日5文科初第2592号）別紙「一時預かり事業実施要綱」を遵守し、適正に運営を行うこと。

(4) 役員、理事又は事業者等の代表が、加美町暴力団排除条例（平成25年条例第5号）に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること。

(5) 明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が本事業を提供することにより、利用乳幼児が心身ともに健やかに育成されることを保障すること。

(6) 安定的な経営、その他事業を適正に履行する見込みがあること。

3 事業内容

(1) 対象となる子ども

教育保育施設等に通っていない概ね0歳6か月から就学前の子ども。

(2) 開設日

週5日を基本とし、事業者が設定する。

(3) 事業実施時間

1日あたり8時間とする。

(概ね午前9時から午後5時までを基本にあらかじめ事業者で設定すること。)

(4) 利用定員

事業者がニーズや受入体制を考慮し、設定すること。

(5) 利用者負担額等

①利用料 事業者が設定し施設で徴収。

ただし加美町保育料徴収規則（平成15年4月1日規則第43号）別表2に規定する利用料と比較して著しく高額とならないように留意すること。

②実費負担 給食費、おやつ代その他教材費等の実費徴収に係る費用については、保護者同意の上、事業者が定め施設で徴収します。

(6) 障害児、配慮が必要な児童

障害児、配慮が必要な子どもやその保護者が本事業を円滑に利用できるような提供体制の整備に努めてください。また、利用中に配慮が必要であると確認した場合は、関係機関との連携に努めてください。

(7) 設備基準及び保育内容

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）第36条の35第1項第1号イ、ニ及びホに定める設備及び保育の内容に関する基準を遵守すること。

(8) 職員配置

規則第36条の35第1項第1号ロ及びハの規定に基づき、乳幼児の年齢及び人数に応じ、専ら当該事業に従事する職員として、当該乳幼児の処遇を行う者（以下「保育従事者」という。）を配置し、そのうち保育士を1/2以上とすること。また、当該保育従事者の数は2名を下ることはできないこと。

(9) その他

①運営事業者は、実施する事業の質の向上に努めること。

②運営事業者及び事業に従事する者は、その業務を行うに当たって知り得た個人情報について守秘義務を負い、当該業務の遂行以外に利用しないこと。

③利用者の事故に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入すること。

④本事業の実施にあたっては、本募集要項で定めるもののほか、こども家庭庁が定めている「一時預かり事業の実施について（令和6年3月30日5文科初2592号、こ成保第191号）」別紙「一時預かり事業実施要綱」の内容を遵守すること。

4 補助金等について

補助基準額は「子ども・子育て支援交付金交付要綱（令和5年9月7日付けこ成事481号こども家庭庁長官通知。）」の別紙に定める基準額を上限とし、予算の範囲内で交付し

ます。（当該国要綱の改正に伴い、金額は変動します。）

5 提出書類

- ・加美町一般型一時預かり事業実施事業者（運営費補助金対象事業者）応募申請書（様式1）
- ・添付書類一覧に記載の必要書類

6 提出方法

申込先へ持参してください（郵送等での提出は受付しておりません。）。併せて下記電子メールアドレス宛にデータでの提出もお願いいたします。なお、提出後も必要に応じて窓口へお越しいただき確認させていただく場合があります。

また、提出の際は必ずこども家庭課へ事前連絡をしてください。

7 スケジュール（予定）

事業者募集受付期間	令和8年7月1日（水）から7月31日（金） ※加美町ホームページに掲載
質問受付期間	令和8年7月1日（水）から7月15日（水） ※メールにて受付
町からの質問回答期日	令和8年7月21日（火） ※加美町ホームページで回答
書類審査、ヒアリング	令和8年8月から9月
子ども・子育て会議にて意見聴取	令和8年10月中旬
実施事業者の決定	令和8年10月下旬
開設準備、利用者募集	令和8年10月下旬から令和9年3月
事業開始	令和9年4月1日（木）

8 質疑及び回答

（1）受付期間及び提出方法

①受付期間

令和8年7月1日（水）午前8時30分から7月15日（水）正午まで

②提出方法

- ・必要事項及び質疑の内容を別添「質問票」（様式2）に記載の上、メールにより送付してください。
- ・送信後は、必ず電話での受信確認をお願いします。
- ・上記以外の方法（電話、訪問等）による質問はご遠慮ください。
- ・質問事項1件ごとに1枚作成してください。（1通の質問票に複数の質問事項を記載しないようにしてください）。
- ・メールを送付される際には、件名を「実施事業者募集質問票（事業者名）」に統一

してください。

(2) 回答方法

令和8年7月21日(火)頃を目処に、受け付けた質疑に対する回答書を町ホームページに掲載します。なお回答書は、募集要項と一体のものとし、要項と同等の効力を有するものとします。

9 その他留意事項

- (1) 実施申請受付後、本事業実施予定施設において、必要に応じて現地確認を実施する場合があります。
- (2) 実施事業者決定後、関係法令等に基づく運営ができないと判断した場合には、事業の停止や決定の取消しを行う場合があります。

10 お問い合わせ・申込先

〒981-4252

宮城県加美郡加美町字西田四番7番地1

加美町 こども家庭課

電話 0229-87-8730

FAX 0229-63-7873

メールアドレス kodomo-katei@town.kami.miyagi.jp